明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○

△

○

○総務省令第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項及び第三十条の五第二項並びに日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十六条第二項並びに日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令及び在外選挙人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月十七日

総務大臣　武田　良太
外務大臣　茂木　敏充

在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令及び在外選挙人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令の一部を改正する省令

（在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部改正）

第一条　在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令	在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第十五条第一項第二号に規定する在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域は、別表のとおりとする。	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域は、別表のとおりとする。
［別表　略］	［別表　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（在外選挙人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令の一部改正）

第二条　在外選挙人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令（平成十一年外務省自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
在外選挙人名簿及び在外投票人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令	在外選挙人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の五第二項に規定する当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として総務省令・外務省令で定める地域及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十六条第二項に規定する当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として総務省令・外務省令で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、公職選挙法第三十条の五第二項に規定する総務省令・外務省令で定める者及び日本国憲法の改正手続に関する法律第三十六条第二項に規定する総務省令・外務省令で定める者は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める者とする。	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の五第二項に規定する当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として総務省令・外務省令で定める地域及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十六条第二項に規定する当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として総務省令・外務省令で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。